

地下街・地下鉄等における避難確保・浸水防止対策に関する支援措置

＜予算制度＞					令和7年8月時点
対象施設等	措置制度		概要・適用条件	国費率等	担当窓口
	支援措置	交付・補助対象等			
止水板、防水ゲート、逆流防止施設	防災・安全交付金 （注1） 下水道浸水被害軽減総合事業 【下水道事業】	【交付・補助対象】 都道府県、市町村 （下水道事業を実施する地方公共団体） 【事業者】 不特定多数が利用する地下空間の管理者等 （地方公共団体から経費の一部負担を受けて実施）	浸水実績がある地区や、一定規模の浸水が想定される地区等において、ハード対策・ソフト対策を組み合わせる浸水対策を実施することや、行政と住民等が連携して効率的な浸水対策を図る地域において、迅速かつ経済的な浸水対策を実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高め、安心して都市活動ができるようにすることを目的とする。 【適用条件】（下水道浸水被害軽減型） 「下水道浸水被害軽減総合計画」に基づき、以下のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせる浸水対策を行う事業 ① 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区 （ア）過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区 （イ）過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区 （ウ）災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区 （エ）内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区 i）浸水面積が1ha以上想定される地区 ii）災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者の関連施設が存在する地区 ② 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区 ③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区 ④ 100mm/h安心プランに登録された地区 ⑤ 特定都市河川流域に指定された地区 ⑥ 内水被害等軽減対策計画として認定された地区	国費率：交付金の額が地方公共団体による助成額の1/2となる率 （ただし、交付金の額は費用の1/3を限度とする。）	上下水道審議官グループ 大臣官房参事官（上下水道技術）付
地下駅出入口やトンネル坑口等に設置する止水板や防水ゲート等	鉄道施設総合安全対策事業費補助（浸水対策）	【交付・補助対象】 地下駅を有する鉄道事業者（JR東日本、東海、西日本は除く）	大都市圏では地下駅等の地下空間が数多く存在し、豪雨等による河川の氾濫や大地震に伴う津波等が発生すれば深刻な浸水被害が懸念されるため、地方公共団体が定めるハザードマップ等により、浸水被害が想定される地下駅等（出入口、トンネル及び電気設備等）の中で、早期に対策が必要な箇所の防水扉や止水板等の整備又は移設による浸水対策を推進し、防災・減災対策の強化を図る。	国費率：1/3以内 （地方公共団体の補助金の範囲内を限度とする。）	鉄道局 施設課
	都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）	【交付・補助対象】 公営地下鉄事業者、東京地下鉄（株）、準公営地下鉄事業者		国費率：補助対象建設費の35% （地方公共団体の補助金の範囲内を限度とする。）	鉄道局 都市鉄道政策課
給排気・排煙設備の浸水防止対策や地下街出入口に設置する止水板等	地下街防災推進事業	【補助対象】 地下街管理会社又は協議会	都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街において、大規模地震発生時や浸水時における安心な避難空間の確保等を図るため、国が必要な助成を行うことにより、地下街の防災対策の推進を図ることで災害に強い都市の形成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 【適用条件】 「地下街の安心避難対策ガイドライン」を踏まえ、地下街管理会社等が策定した「地下街等防災推進計画」に基づき実施される事業に要する費用が対象となる。 止水板の設置については、避難誘導対策として地下街の出入口に設置するものは対象となる場合がある。	国費率：1/3 以内（地方公共団体の補助金の範囲内を限度とする。）	都市局 街路交通施設課
防災用資機材の整備、避難訓練 等	防災・安全交付金 （注1） 効果促進事業 【下水道事業等】	【交付・補助対象】 都道府県、市町村 【事業者】 不特定多数が利用する地下空間の管理者等 （地方公共団体から経費の一部負担を受けて実施）	防災・安全交付金では、基幹的な社会資本整備事業のほか、基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務を「効果促進事業」として実施可能。（左記のほか、効果促進事業については、地方の創意工夫を生かした幅広い事業の発案・実施が可能。） 【適用条件】 ・効果促進事業として実施する場合、社会資本総合整備計画に交付対象事業として定める必要。 ・社会資本総合整備計画の目標を実現するために防災・安全交付金の基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業に限る。	国費率：1/2等 （全体事業費の2割以内）	（各担当部局）
注1：上記交付金等の活用にあたっては、助成の有無について市町村又は都道府県へご相談下さい。					

＜税制＞

対象施設	措置制度		概要・適用条件	担当窓口
	税の種類	措置の対象		
防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機	固定資産税	地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備	洪水・雨水出水・高潮の浸水想定区域内にあり市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等の所有者又は管理者が、水防法で規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機）について、最初の5年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする（参酌標準：2/3）。	水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室